

Zoomオンラインセミナーで開催

働き方改革の取組を考えている企業の皆様に！気になる各法律の改正ポイントをご説明！

受講
無料

令和4年4月より段階的施行

改正育児・介護休業法等 説明会

第1回 令和4年

1/18 (火) 14:00~15:50

第2回 令和4年

1/27 (木) 14:00~15:50

2回開催しますので、
ご都合の良い日にご参加ください。

対象 事業主の方、人事労務担当者等
定員 300名 (先着順)

<プログラム>

- 1 開会あいさつ
- 2 改正育児・介護休業法に関する説明 (岡山労働局担当者) 50分
- 3 パワーハラスメント防止措置に関する説明 (岡山労働局担当者) 20分
- 4 同一労働同一賃金に関する説明 (岡山働き方改革推進支援センター担当者) 20分

裏面お申込み方法を確認のうえ、お申込みください

▶男性の育児休業取得促進に向けて改正される**育児・介護休業法** (令和4年4月1日より段階的施行)を中心に、その他、令和4年4月1日より中小企業にも義務化される**パワーハラスメント防止対策**、令和3年4月1日より改正された**同一労働同一賃金**についてポイントを押さえてご説明します。

▶改正育児・介護休業法

令和4年4月1日より、改正育児・介護休業法が段階的施行となります。産後パパ育休 (出生時育児休業) の創設等の改正ポイントを押さえ、規定整備や育児休業を取得しやすい雇用環境整備が必要となります。



厚生労働省HP

▶パワハラ対策の義務化

令和4年4月1日より、パワーハラスメント防止措置を講ずることが中小企業にも適用され、すべての事業主の義務となります。パワーハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化や相談体制の整備、労働者への周知等が必要となります。



あかるい職場応援団

▶同一労働同一賃金

令和3年4月1日より、中小企業においても基本給や賞与等のあらゆる待遇について、正社員と非正規社員との間で不合理な待遇差を設けることが禁止になりました。また、労働者からの求めがあれば「正社員との待遇差の内容・理由」等の説明が事業主の義務になりました。



同一労働同一賃金特集ページ

主催 岡山労働局 岡山働き方改革推進支援センター

ご参加にあたって

- Web 会議システム「Zoom」を使用します。ご利用にあたっては Zoom アプリのインストール等、事前に準備していただく必要があります。
- 指定されたアドレスに Zoom の参加 URL を送付します。
- セミナー受講後は、必ずアンケートをセンターまでご送付ください。
- 開始時間の 5 分前にはスタンバイしてください。
- セミナー受講は無料ですが、通信費は参加者のご負担となります。
- セミナーの録画・録音・第 3 者への配信及び利用等は禁止します。

お申し込み方法

- ① 下記「岡山働き方改革推進支援センターの Web サイト」へアクセスします。

URL : <https://www.oka-hatarakikata.com/seminar2/>



※QR コード®は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- ② お申し込み後、自動返信メールが登録アドレスへ送付されます。
※自動返信メールが来ない場合は、迷惑メールへ振り分けられているか、メールアドレスが誤っている可能性がありますので、ご確認ください。
- ③ 申し込みの締切は 1 月 18 日開催分：1 月 14 日(金)、1 月 27 日開催分：1 月 24 日(月)とします。
- ④ 説明会当日は、案内メールを参照して参加してください。

お問い合わせ先

岡山働き方改革推進支援センター

〒700-8556 岡山市北区厚生町 3 丁目 1-15 岡山商工会議所 5 階

TEL : 0120-947-188

e-mail:hatarakikata@crest.ocn.ne.jp

岡山 働き方改革

検索